

振替供給業務に係わる行動規範

(基本事項)

1. J-POWER の役員および社員は、電力供給の信頼度維持とネットワーク利用の公平性・透明性を確保する上で、送電事業者である当社の行う「一般送配電事業者に対する振替供給（以下「振替供給」という）」業務が重要な役割を担っていることを自覚し、電気事業法および関連法令、適正な電力取引についての指針、電力広域的運営推進機関が策定した送配電等業務指針、並びに社内規程（以下これらを総称して「関係法令・規程等」という）の主旨を理解し、それらを遵守して行動することを基本とします。

(制定趣旨)

2. J-POWER の役員および社員は、この行動規範の制定の趣旨及び経緯として、以下の事項を十分に理解し、行動します。
 - ① 改正電気事業法（平成 28 年 4 月 1 日施行）23 条第 1 項第 1 号および 2 号「情報の目的外利用の禁止および差別的取扱いの禁止」は、現行の電気事業制度の下で託送供給および発電量調整供給の業務を行う一般送配電事業者に対して、送配電部門の公平性・透明性に関する信頼の確保という社会的要請があることを受けて、制定されたものであり、同法 27 条の 12「送電事業者への準用」は、一般送配電事業者に対する振替供給業務を行う送電事業者に対しても、準じた社会的要請があることを受けて、制定されたものであること。
 - ② 当社がこの社会的要請に応えるということは、即ち当社の振替供給が、一般送配電事業者のみならず電力供給に係わる全ての電気供給事業者から、ネットワーク利用の公平性・透明性の観点から信頼に値するものであるとの評価を受けることであり、このことは、当社がこれまでどおり送電事業を通じて電力供給の信頼度維持に貢献するために不可欠なことであること。
 - ③ このような経緯と趣旨を踏まえるとともに、適正な電力取引についての指針（「送電事業者の振替供給」への準用）の規定にそって、当社はこの行動規範を自主的に制定するものであること。

(対象となる情報)

3. この行動規範で規制される情報とは、振替供給業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報です。（以下「関連情報」といいます）

(具体的な行動の指針)

4. 振替供給業務に関連して、J-POWER の役員および社員に求められる行動の指針は以下のとおりです。
 - ① 役員および社員は、振替供給業務に従事する場合には、関係法令・規程等を遵守し、特定の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱いません。
 - ② 役員および社員は、振替供給業務に従事することによって関連情報を知り得た場合には、関係法令・規程等を遵守して振替供給業務以外に使用しません。人事異動や退職

などにより振替供給業務を担当しなくなった後も同様とします。

- ③ 役員および社員は、振替供給業務に従事する役員および社員との接触において、振替供給業務の目的以外で、関連情報の提供を求めません。人事異動や退職などにより振替供給業務を担当しなくなった者との接触においても同様とします。
- ④ 振替供給業務とその他の業務の両方を統括する地位にある役員および社員は、業務遂行にあたって、自らが両方の業務を所掌していることをたえず認識し、適正に行動します。

(疑義のある場合の行動)

- 5. 関連情報に該当するか否かなどの当該情報の取り扱いや自らの行動について判断がつかない場合等は、上長の指示を仰ぎます。

以 上